

# 令和8年度 大分市衛星画像撮影業務

## 特記仕様書

令和8年4月

大分市 財務部 資産税課

# 第一章 総則

## 1 適用範囲

本特記仕様書は、「令和8年度 大分市衛星画像撮影業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

## 2 目的

本業務は、固定資産の課税客体（土地・家屋）の現況を的確に把握し、大分市における固定資産税の適正化と公平性を図ることを目的とする。

## 3 定義

本特記仕様書において、「発注者」とは、委託者である大分市をいい、「受託者」とは、受注者をいい、「担当職員」とは、「発注者」が指定する本業務の大分市担当職員をいうものとする。

## 4 準拠すべき法令、基準等

本業務は本特記仕様書によるほか、次の各種法令及び基準等に準拠して実施するものとする。

- ・測量法
- ・地理空間情報活用推進基本法
- ・地理空間情報標準プロファイル2014
- ・地理空間データ製品仕様書作成マニュアル
- ・国土交通省公共測量作業規程
- ・国土交通省公共測量作業規程の準則
- ・大分市事務契約規則
- ・個人情報保護法
- ・その他関連法令並びに通達

## 5 提出書類

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたり、業務着手前に特記仕様書及び発注者の契約規則、財務規則等に準拠し、次の書類を担当職員に提出し承諾を得なくてはならないものとする。計画を変更しようとする場合も同様とする。
  - ・管理技術者及び照査技術者選任通知書（業務経歴書を含む）
  - ・業務工程表
  - ・業務計画書
  - ・その他発注者が必要と認める書類
- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、資格証（管理技術者のみ測量士の資格証）及び直接雇用を証明する資料の写しを提出するものとする。

## 6 担当職員

発注者は、本業務の適正な履行を図るため、担当職員を定めるものとする。

## 7 担当技術者

- (1) 受託者は、管理技術者、照査技術者に加え担当技術者を定めるものとする。なお、管理技術者、照査技術者、担当技術者は自社の社員（3か月以上の雇用契約があるもの）とする。
- (2) 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、同一の者が兼務することはできないものとする。

## 8 情報セキュリティ及び品質確保

- (1) 受託者は、業務の遂行上、知り得た情報を他に漏らしてはならず、貸与についても予め発注者の承認を得たもの以外は、一切外部に漏らしてはならないものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は一切の責任を負うとともに以後の処理については発注者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務を行う上で、取り扱う行政情報（貸与資料等）に対してのセキュリティ管理の徹底を保証し、成果品の品質を確保する為、次の関係資格を業務着手時までに取り得し登録証（認定書）の写しを提出するものとする。
  - ・ I S O 9 0 0 1（品質マネジメントシステム）
  - ・ I S O 1 4 0 0 1（環境マネジメントシステム）
  - ・ I S O / I E C 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム）
  - ・ J I S Q 1 5 0 0 1（個人情報保護マネジメントシステム）

## 9 貸与資料

本業務において貸与する資料がある場合は、発注者への申請を行い、発注者が必要と認める資料のみとする。受託者は資料の保管及び取り扱いにあたり、忘失、汚損、破損等のないよう万全の注意を払うものとし、貸与を受ける際は借用書を提出し、業務完了後は速やかに返却する。

## 10 工程管理

- (1) 受託者は、業務計画書に基づき本業務を実施し、進捗状況を担当職員に報告するとともに、適正な工程管理を行うものとする。
- (2) 受託者は、各作業工程終了後に照査技術者が検査を行い、検査結果を担当職員に報告するものとする。

## 11 疑義の解決

本特記仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ発注者の指示に従い誠意を持って事業を遂行するものとする。

## 12 納品検査及び引渡し

- (1) 受託者は本業務が完了した時は、延滞無く特記仕様書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、調査職員及び管理技術者の立会いのうえ、検査職員の検査を受けるものとする。検査内容は、次に掲げるものとする。
  - ・ 本業務成果品の検査
  - ・ 本業務管理状況の検査
- (2) 本業務管理状況については、書類、記録及び写真等により検査を行うものとする。
- (3) 発注者は検査の結果、適合しない場合は期限を定めて受託者に成果品を再提出させることができるものとする。
- (4) 受託者は速やかに修正の上 指定日までに納入しなければならないものとする。この場合、再提出する費用は受託者の負担とする。

## 13 契約不適合責任

成果品引き渡し後、1年間に受託者の責による成果品の誤り、漏れが発見された場合には、速やかに受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。但し、受託者の責による重大な誤り等があった場合についてはこの期間によらず、受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。

## 14 成果品の帰属

本業務で提供される衛星画像について、著作権は衛星運用元に帰属する。発注者は別途、使用許諾契約を締結し、使用权を有するものとする。

## 第二章 業務概要

### 1 業務対象範囲

本業務の対象範囲は、大分市全域とする。

### 2 業務概要

本業務における業務概要は、次のとおりとする。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| ・衛星画像調達             | 一式 |
| ・画像接合およびモザイク処理、色調補正 | 一式 |
| ・超解像度処理             | 一式 |
| ・成果品取りまとめ           | 一式 |
| ・打ち合わせ協議            | 一式 |

### 3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年9月30日までとする。

## 第三章 業務内容

### 1 衛星画像調達

(1) 次の規格に適合するように衛星画像を新規撮影し、調達を行うものとする。

- ・調達範囲 : 大分市全域 (502.39 km<sup>2</sup>) を包含する範囲とする。
- ・撮影期間 : 契約締結日 ~ 令和8年8月31日  
なお、天候不順が続く等で、撮影を期間内に行う事が困難な場合、発注者と調達方法の協議を行い、決定するものとする。
- ・地上解像度 : 30cm とするが、AIによる超解像度処理を実施するため、納品物の地上解像度は15cm相当とする。
- ・雲量 : 画像全体の10%以下とする。なお、雲量は撮影されるシーン(枚)ごとに割合判定を行うものとする。
- ・撮影角度 : 20°以下
- ・水平位置精度 : 地図情報レベル2500相当(標準偏差2.5m以内)とする。
- ・色(バンド数) : 3バンド(RGB)パンシャープン
- ・ビット数 : 8ビット
- ・座標系/測地系 : 世界測地系平面直角座標系II系/JGD2024
- ・提供フォーマット : GeoTIFF

(2) 受託者は、衛星画像を受領してから10営業日以内に本業務で調達した衛星画像について位置精度検証を行った証明書類の提出を行うものとする。

### 2 画像接合およびモザイク処理、色調補正

調達した衛星画像を接合及びモザイク処理を行い、衛星オルソ画像を作成する。作成にあたっては必要に応じて国土院が公開する各種データを活用し実施する。なお、異なる撮影時期のシーンを接合する場合には特に注意して色調補正を行い、接合面が極力目立たないように調整する。ただし、季節が異なる場合はこの限りではない

### 3 超解像度処理

衛星オルソ画像に対し、AI による超解像度処理によって画像の平準化及び鮮明化を行い、地上解像度 1 5 cm 程度の衛星オルソ画像を作成するものとする。

### 4 成果とりまとめ及び図郭単位の衛星オルソ画像データの作成

受託者は衛星オルソ画像データを図郭ごとに作成するために必要な図郭ポリゴンデータを作成し使用する。ただし発注者より図郭の指定がある場合は発注者より貸与された図郭ポリゴンデータを使用して図郭単位の衛星オルソ画像データを作成する。

### 5 打合せ協議

業務着手時、中間時、業務完了時の 3 回を標準に実施する。打合せ結果については打合せ記録簿を作成し速やかに発注者に提出し、相互確認を行う。

### 6 利用ライセンス

本データの利用範囲は、大分市資産税課 G I S、大分市統合型 G I S とする。

## 第 四 章 成果品

### 1 成果品

(1) 本業務で納入すべき成果品は、次のとおりとする。

- ・衛星画像データ (G e o T I F F または座標付きの非圧縮画像) 一式
- ・写真地図データ (G e o T I F F または座標付き) 一式
- ・データを格納した電子記憶媒体 一式
- ・打合せ記録簿 一式
- ・その他発注者と受託者との協議により決定したもの 一式

(2) 電子成果品の提出にあたっては、ウイルスチェックを実施した上で、提出を行うものとする。